

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年5月20日

福島県県北建設事務所長 吉田 伸明

工 事 番 号	第 24-41310-0065 号
工 事 名	河川（補助）工事（護岸）
質 問 事 項	
<p>1 埋設物確認による試験掘調査が必要になった際は、協議対象となるでしょうか。</p> <p>2 現場打ち集水柵(700*700*1150)設置の際、作業スペースが狭い為、二次製品による変更協議は可能でしょうか。</p> <p>3 使用する生コンクリート(18-8-40-60%高炉)ですが、中通り全ての生コン会社において 18-8-40高炉では水セメント比 60%以下を満足する事が出来ない為、呼び強度を 21 に上げた生コンに協議可能でしょうか。</p> <p>4 大型ブロック、パラペット小口止施工時の間詰めの処理を行う際、川側での作業になる為、足場が必要な場合は協議可能でしょうか。</p> <p>5 樋管本体工(函渠)について、現場打ちの鉄筋コンクリートを二次製品使用への変更協議は可能でしょうか。</p> <p>6 左岸L型パラペット施工時、標準型(L=2.0m)の重量が 4550kg あり、クレーンが進入出来ずバックホウ(2.9t 吊)での作業になる為、L=1.0m 物(2275kg)への変更協議は可能でしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1 埋設物確認のため試験掘調査が必要となる場合には、福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。</p> <p>2 現場条件により二次製品での施工が必要となる場合には、福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。</p> <p>3 コンクリートプラント状況により、使用したい生コンクリートが規格に合致しない場合には、福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。</p> <p>4 現場条件により足場が必要となる場合には、福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。</p> <p>5 現場条件により二次製品での施工が必要となる場合には、福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。</p> <p>6 現場状況や使用機械の条件により、製品長の変更が必要となる場合には、福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。</p>	